

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 11 号

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例

寒川町水路に関する条例(昭和 47 年寒川町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

占用物件	単位	占用料
道路、橋りょう及び栈橋の敷地	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	650 円
水路上に設置される店舗等	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	290 円
その他のもの	寒川町道路占用料条例(昭和 63 年寒川町条例第 5 号)に定める額とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。